

寒河江市における 介護予防・日常生活支援総合事業の推進について

介護をしてもらうより 自分でできるよろこび いつまでも！



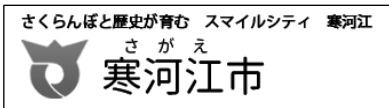
日本一さくらんぼの里さがえ



最上川ふるさと総合公園

平成28年9月28日

寒河江市高齢者支援課



寒河江市イメージキャラクター
チェリン

寒河江(さがえ)市の概要

- 寒河江市は、山形県のほぼ中央に位置し、山形市から20Km圏内にあります。西村山地域の中核として発展し、市内を庄内地方と県都・山形市を結ぶ国道112号が走り、また、山形県の中央を横断し、庄内地方と宮城県とを結ぶ山形自動車道には、寒河江ICと寒河江SAスマートICでアクセスしており、県内高速交通網の要衝となっております。山形県の母なる川・最上川と清流・寒河江川が、市街地を包むように流れ、月山と葉山、遠くに蔵王、朝日連峰を望み、四季の変化に富んだ美しい景観と豊かな自然環境に恵まれ、千年以上もの間育まれてきた歴史や文化を有しています。
- 寒河江市は、昭和29年8月1日に市制をスタートさせ、寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村の1町4村が合併して「寒河江市」が誕生し、さらに同年11月1日に、白岩町と三泉村が加わり、平成26年に市制施行60周年を迎えました。
- 平成28年3月31日現在(人口は住民基本台帳による)

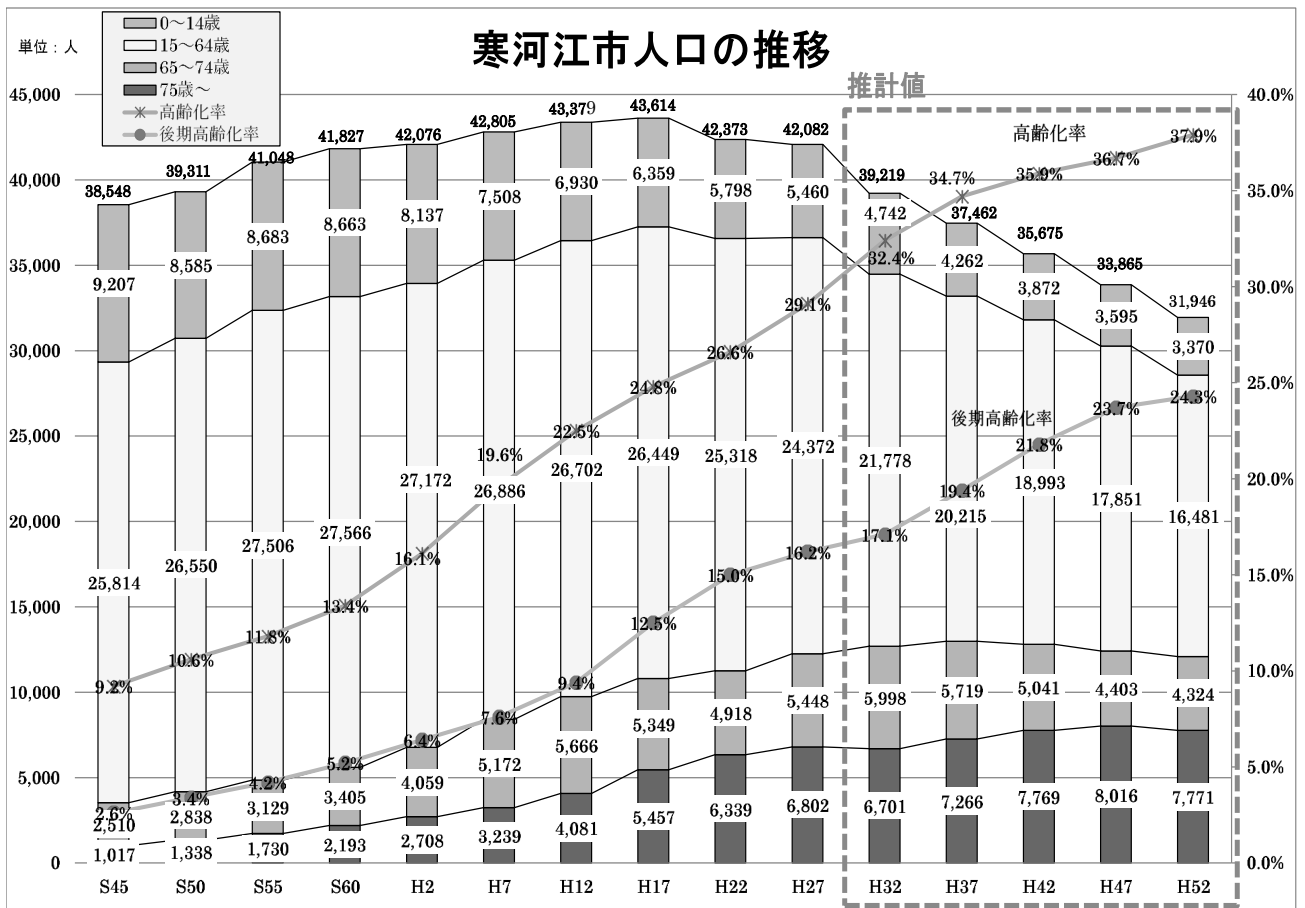


面積	139.08平方キロメートル
人口	42,109人
65歳以上高齢者数	12,386人(高齢化率29.4%)
日常生活圏域	1箇所
地域包括支援センター	1箇所(直営)



上段：左からさくらんぼ、慈恩寺、寒河江川

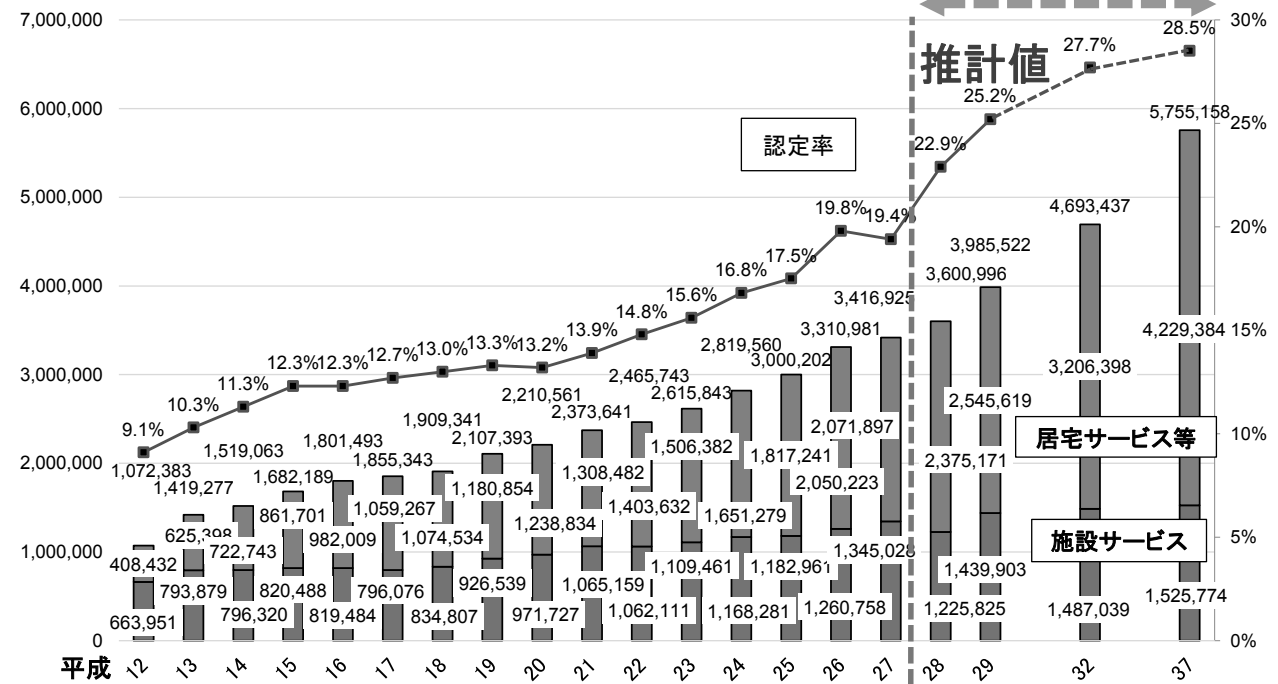
下段：山形自動車道寒河江IC付近上空から北西部を望む。左後方は月山、右後方は葉山



昭和45年から平成22年までは国勢調査結果、27年は9月末住民基本台帳、平成32年からは社会保障・人口問題研究所推計による

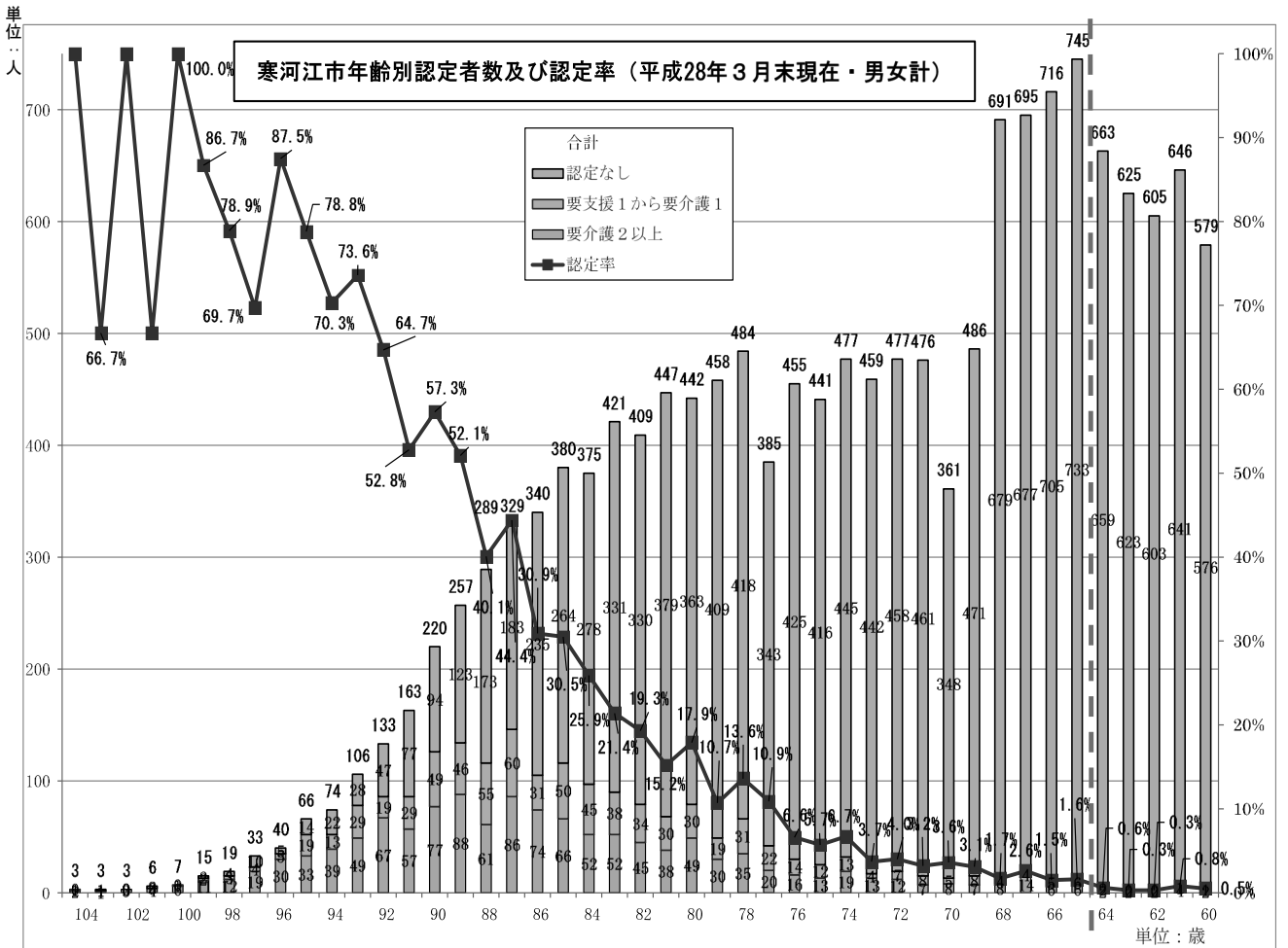
寒河江市の介護給付費と認定率

給付費 単位:千円

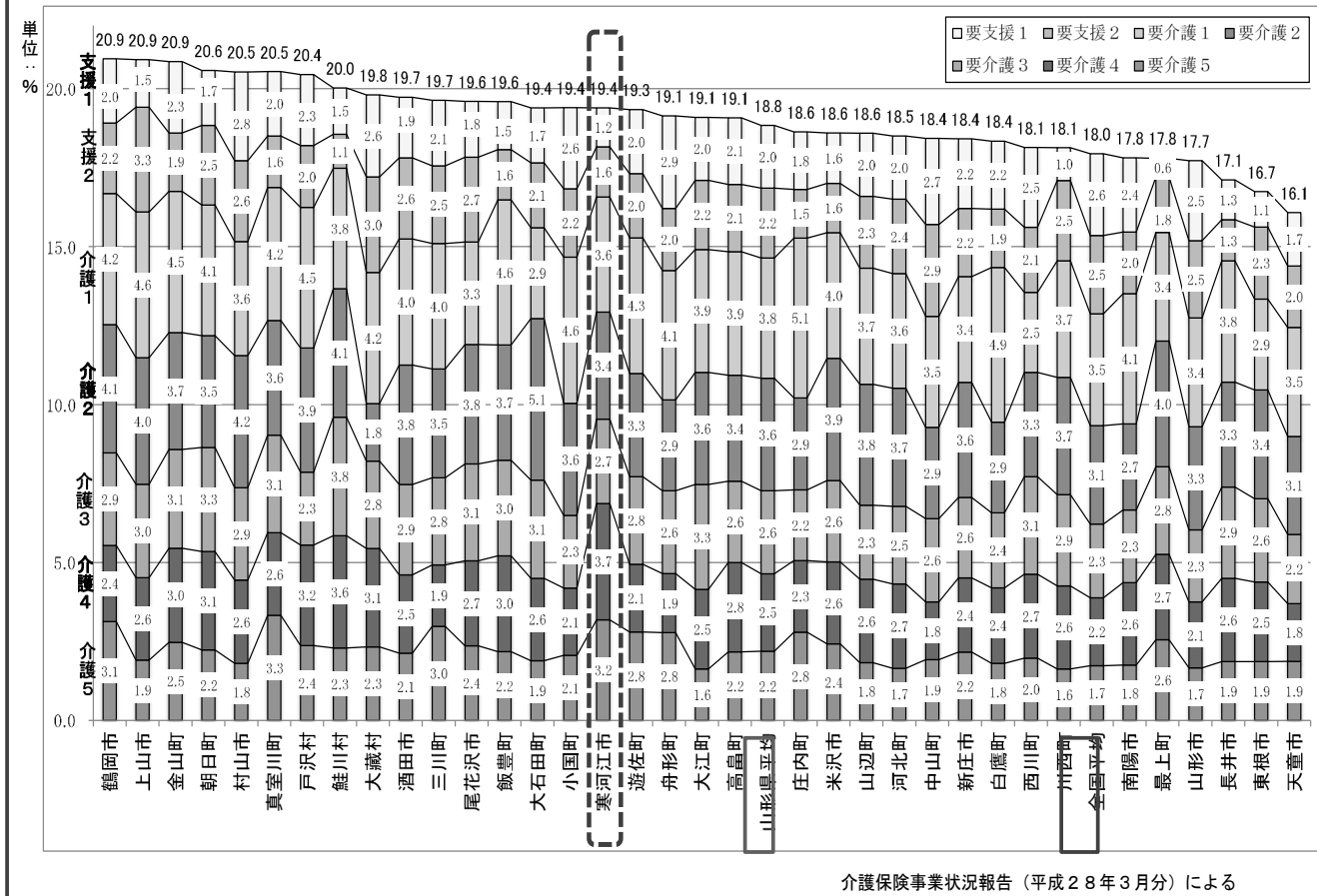


保険料 (月額基準額)	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第9期
寒河江市	2,420	2,740	2,980	3,390	4,370	5,620	7,200	8,940
山形県平均	2,595	3,100	3,799	3,902	4,784	5,644	7,000	8,200
全国平均	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	6,771	8,165

平成12年から27年度は介護保険事業状況報告(年報)(標準負担額は含まず。)、28年度からは第6期ワークシートからの推計



山形県内市町村別第1号被保険者分介護認定率調べ（平成28年3月末現在）



1 新しい総合事業に向けて着手したこと

① H26年7月～8月

(1) 給付管理票等をもとに、介護予防訪問介護（通所介護）利用者の有効期限毎人数を調べたところ、毎月20人前後が移行することが判明し、このぐらいの人数であれば27年4月から移行対応可能と判断。

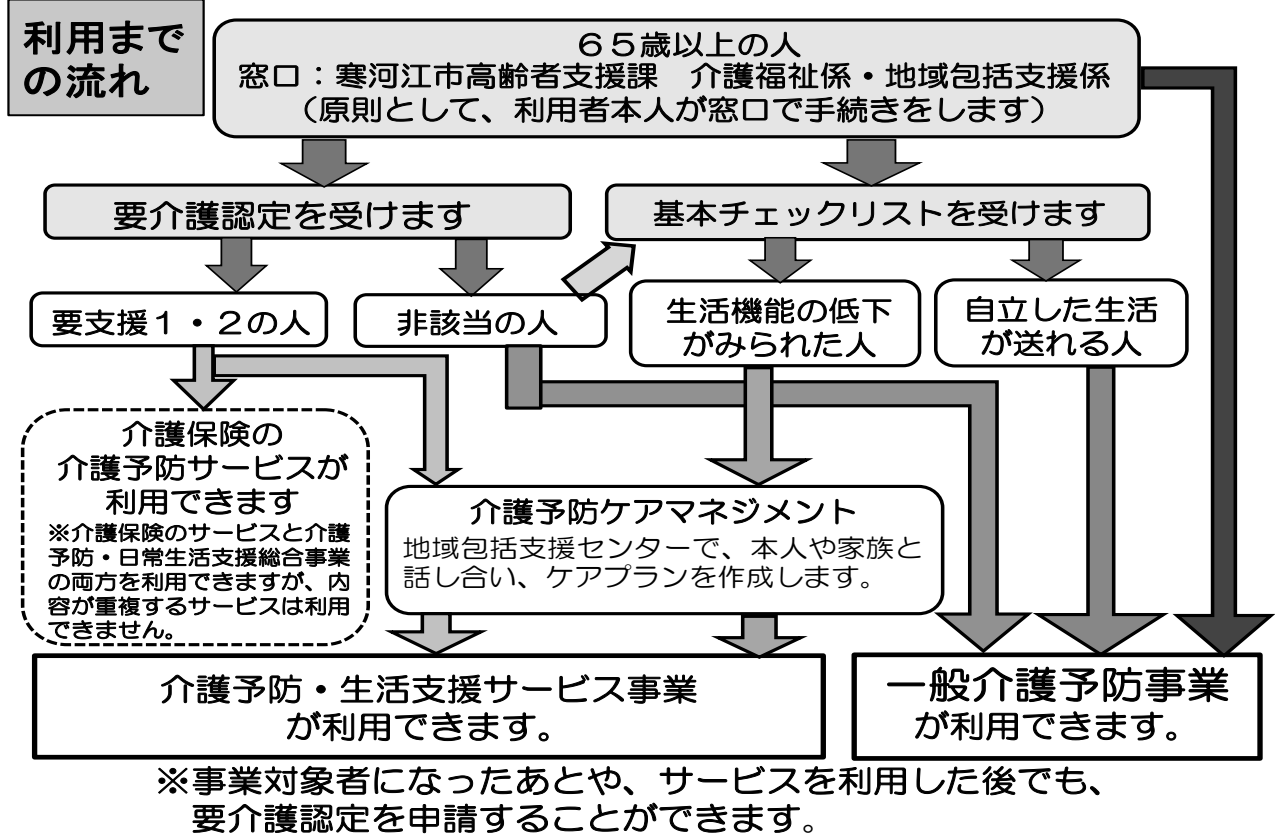
従前相当の訪問（通所）介護利用予定者数の有効期限毎調べ

区分	有効期限												合計
	27年												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
要支援1・2認定者数(人) A	27	39	34	42	47	37	44	47	44	41	50	34	486
従前相当の訪問介護サービス利用者数(人) B	6	10	7	4	6	10	7	12	7	9	8	5	91
うち当該サービスのみ利用者数(人)	3	4	3	2	1	2	3	3	3	3	2	2	31
従前相当の通所介護サービス利用者数(人) C	10	18	11	15	11	7	16	19	16	16	13	11	163
うち当該サービスのみ利用者数(人)	5	11	8	13	7	1	13	11	12	7	6	7	101
従前相当の訪問(通所)介護サービス利用者数(人) D=B+C-重複者数	15	24	17	19	15	15	21	24	22	19	19	15	225
上記のサービス以外のみ利用者数(人) E	4	5	6	8	9	7	10	5	6	3	8	4	75
上記サービス利用者数 F=D+E	19	29	23	27	24	22	31	29	28	22	27	19	300
要支援1・2認定者のうち未利用者数(人) G=A-F	8	10	11	15	23	15	13	18	16	19	23	15	186

※ 介護予防訪問介護利用事業者数 12(市内8、市外4)、介護予防通所介護利用事業者数15(市内12、市外3)
 要支援認定者数は寒河江市介護保険事務処理システムの受給者台帳平成27年3月分による
 サービス利用者数、事業者数は平成27年3月審査分給付管理票による
 27年4月以降の認定有効期限の者は、更新の結果変更がある
 基本チェックリストによる事業対象者数は見込んでいない

② H26年9月～27年3月までに行ったこと

(1) 介護認定申請窓口対応の検討(基本チェックリスト)



(2) 二次予防事業等を総合事業のどの分野へ移行するか検討(委託の場合は単価設定や委託先と業務内容の協議)

(3) 多様なサービスの場合は、基本チェックリストやケアマネジメントA・Cを実施

介護給付(要介護1~5)	介護給付(要介護1~5)	介護給付(要介護1~5)	介護給付(要介護1~5)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)、福祉用具貸与等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援1~2)、福祉用具貸与等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援1~2)、福祉用具貸与等
訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)、福祉用具貸与等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援1~2)、福祉用具貸与等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援1~2)、福祉用具貸与等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(要支援1~2)、福祉用具貸与等
二次予防事業対象者把握事業	二次予防事業対象者把握事業	二次予防事業対象者把握事業	二次予防事業対象者把握事業
運動器機能向上事業	運動器機能向上事業	運動器機能向上事業	運動器機能向上事業
口腔機能向上事業	口腔機能向上事業	口腔機能向上事業	口腔機能向上事業
訪問型介護予防事業	訪問型介護予防事業	訪問型介護予防事業	訪問型介護予防事業
二次予防事業評価事業	二次予防事業評価事業	二次予防事業評価事業	二次予防事業評価事業
介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業
一次予防事業評価事業	一次予防事業評価事業	一次予防事業評価事業	一次予防事業評価事業
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント
総合相談支援業務	総合相談支援業務	総合相談支援業務	総合相談支援業務
権利擁護業務	権利擁護業務	権利擁護業務	権利擁護業務
ケアマネジメント支援	ケアマネジメント支援	ケアマネジメント支援	ケアマネジメント支援
包括的支援	包括的支援	包括的支援	包括的支援
任意事業	任意事業	任意事業	任意事業

※赤字は平成27年度からの新規事業

- (4) 単位数は、月途中からの利用や、要支援2であっても週2回サービス利用を必要としないケースもあることをかんがみ、1回あたりの単位数を決定する。
(このため、曜日により月5回、9回等利用できていたのが、1回休むことになる。)

その他検討事項

- (5) 要支援認定更新手続きのお知らせ文を発送する際の取扱い
 (6) 総合事業関係要綱整備
 (7) 介護予防支援事業者として、従前の予防給付相当へ移行する際に締結する契約書・重要事項説明書等の様式、料金表の作成
 (8) サービス担当者会議へ出席する際の説明事項
 (9) 生活支援サービス協議体の構成、コーディネーター設置 等



2 平成27年4月から28年3月まで総合事業で実施したこと

① 新しい総合事業へ移行し気づいた点

- 従前相当サービスのみ利用目的のため事業対象者として決定後
 - ・初回訪問時に住宅改修や福祉用具購入(貸与)の必要性があった
 - ・認知症の症状が進み要介護認定申請し、介護サービスへ移行 など
- 事業所側から以下のような問い合わせが多く、予防プラン委託先の居宅介護支援事業所、訪問介護(通所介護)事業所を対象とした説明会を開催

従前相当の訪問介護サービス サービスコード:A1

サービス名称	単位	対象	留意
訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	1回につき 266単位	・週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者	・1月の中で全部で4回まで
訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	1回につき 270単位	・週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者	・1月の中で全部で5回から8回まで
訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	1回につき 285単位	・週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者	・1月の中で全部で9回から12回まで
訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	1回につき 165単位	・20分未満のサービスが必要とされた者	・1月につき22回まで

寒河江市の場合

- ・ 事業対象者の回数を選択する際は、目標に照らし合わせて必要な回数をサービス担当者会議で話し合い、プランや経過記録にサービス名称や回数を記録する。
- ・ サービス担当者会議にて話し合われた回数が利用できなかった場合
 (例) 担当者会議にて訪問型サービス費Ⅴ(月5～8回)となったが、3回の利用しかなかった場合
 270単位×3回=810単位

3 平成28年度に向けて取り組んだこと

(1) 1回あたりの単位数を採用していたが、認知症症状から定期的な利用が必要なケース等があり、厚労省へ照会のもと28年度からは月4回、8回等を超える場合は月額単位数を採用することに決定

通所型サービス(みなし)サービスコード表					平成28年4月より			
サービスコード	算定項目			合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所サービス費(みなし)	事業対象者 ・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。
A5	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき	要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者 ・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	要支援1及び週1回程度利用の事業対象者は原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は「1111(1,647単位)」を使用。
A5	1122	通所型サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者 ・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	要支援2及び週2回程度利用の事業対象者は原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は「1121(3,377単位)」を使用。
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者 ・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	389単位	389		

(2) 多様なサービス(A,C)について、28年度に向けて既存の委託事業の見直し

区分	訪問型サービス		通所型サービス					その他のサービス	
	従前相当サービス	A	従前相当サービス	A	C	C	配食サービス		
サービス内容	○身体介護 食事、清拭や入浴、排泄、着替え、洗面、通院・外出等の介助 ○生活援助 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整理・被服の補修、調理、買い物、薬の受取り	○生活援助 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整理・被服の補修、調理、薬の受取り	○日常生活上の支援 健康チェック、食事、入浴、レクリエーション等 ○機能訓練(加算) 生活向上グループ活動、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	○簡単な体操、筋力トレーニングなど(3時間未満) 健康チェック、レクリエーション等 ○運動器機能向上型 ○一般型(指定事業所)	○簡単な体操、筋力トレーニングなど (委託先)○○○スイミング	○簡単な体操、筋力トレーニングなど (委託先)デイスサービスC	○簡単な体操、筋力トレーニングなど (委託先)○○○スイミング	○お口の健康チェックと体操など (委託先)デイスサービスB	○栄養改善を目的として、バランスのとれた弁当を昼食時に配達します。(週3回:月・水・金)
対象者要件	・基本チェックリスト「生活機能低下」該当者 ・要支援1、2の方	・基本チェックリスト「生活機能低下」該当者 ・要支援1、2の方	・基本チェックリスト「生活機能低下」該当者 ・要支援1、2の方	・基本チェックリスト「生活機能低下」該当者 ・要支援1、2の方	・基本チェックリスト「運動機能低下」該当者	・基本チェックリスト「運動機能低下」該当者	・基本チェックリスト「口腔機能低下」該当者	・基本チェックリスト「低栄養」該当者	
利用料	1回につき(1割負担の場合) 266円~285円 +加算など	1回につき200円 (利用限度:週2回まで)	1回につき(送迎含む。1割負担の場合) 378円~389円 +加算、昼食代など	1回につき(送迎含む。1割負担の場合) 運動器 349円 一般型 293円 週1回、入浴・食事なし	1回につき350円	1回につき250円	1回につき250円	1回につき240円	1食300円もしくは400円
27	○	○	○		○	○	○	○	
28	○	○	○	○	○	廃止	一般介護予防事業へ	廃止	

介護予防・生活支援サービスの種類【訪問型サービス】

種別	現行の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) 生活支援ホームヘルパー派遣事業	
		訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) 生活支援ホームヘルパー派遣事業	
提供主体	指定を受けた介護事業者	委託(市内の訪問介護事業者)	
サービス対象者	身体介護の必要な人 生活援助の必要な人	生活援助が必要で、独居等により家事を行う家族がいない人	
サービス内容	○身体介護 食事、清拭や入浴、排泄、着替え、洗面、通院・外出等の介助 ○生活援助 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整理・被服の補修、調理、買い物、薬の受取り	○生活援助 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整理・被服の補修、調理、買い物、薬の受取り	
提供時間	1回につき1時間以内	1回につき1時間以内	
費用	○週1回程度 266単位/回 (月4回超1,168単位/月) ○週2回程度 270単位/回 (月8回超2,335単位/月) ○週2回超 285単位/回 (月12回超3,704単位/月) 《加算》 ・現行の介護予防訪問介護と同じ	○1回につき200円 (利用限度:週2回まで)	

介護予防・日常生活支援サービスの種類【通所型サービス】

種別	現行の通所介護相当サービス	通所サービスA(緩和した基準によるサービス)	
		通所型短時間サービス	運動機能向上らしく健康運動教室
提供主体	指定を受けた介護事業者 (市内:15事業所)	指定を受けた介護事業者 (2事業所)	委託(〇〇スイミングクラブ)
サービス対象者	入浴、排泄、食事等の介助が必要な人	入浴、排泄、食事等の介助が不要な人	入浴、排泄、食事等の介助が不要な人
サービス内容	○日常生活上の支援 健康チェック、食事、入浴、レクリエーション等 ○機能訓練(加算) 生活向上グループ活動、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	○運動器機能向上型 機能訓練指導員等による個別的な機能訓練 ○一般型 レクリエーション、介護予防体操等	体力測定、ストレッチ、イスを使った筋トレ、マシンを使った筋トレ等
提供時間	おおよそ9時から16時	2時間以上3時間未満	毎週木曜日10:30~12:00
費用	○要支援1・事業対象者 【週1回程度】378単位/回 (月4回超1,647単位/月) ○要支援2・事業対象者 【週2回程度】389単位/回 (月8回超3,377単位/月) 《加算》 ・現行の介護予防通所介護	○運動器機能向上型 1割負担者349円/回 2割負担者698円/回 ○一般型 1割負担者293円/回 2割負担者586円/回	350円/回

(3) 既存の介護事業所での指定通所型サービスAの創設

平成28年5月から

指定通所型サービスA(緩和した基準)の概要について(1/2)

項目	内容
利用対象者	①要支援1・2 ②基本チェックリストによる事業対象者
事業実施方法及び支払方法	寒河江市の指定事業所、国保連による審査支払
1回利用費用額	2,550円(255単位)運動器機能向上型(※1) 1,990円(199単位)一般型 470円(47単位)送迎加算(片道につき)
定員及び利用頻度	10名、週1回
利用時間	2時間以上3時間未満
内容	運動器機能向上型 運動器機能向上プログラム(機能訓練)を実施し、対象者が掲げる日常生活上の目標達成を図り、自立した生活の確立と自己実現を支援する。 一般型 レクリエーション、介護予防機能訓練などを実施 ※会場は単独型とし、入浴なしとする。
ケアマネジメント	ケアマネジメントA(介護予防支援計画書の場合と同様)

指定通所型サービスA(緩和した基準)の概要について(2/2)

項目	内容
人員基準	管理者※2 1以上 従事者 1以上 ※1 運動器機能向上型の場合、利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、機能訓練指導員等(健康運動指導士を含む。)が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。利用者ごとの運動器機能向上計画に従い機能訓練指導員等が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を機能訓練指導員等が定期的に評価していること。 ※2 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備基準	・サービスを提供するために必要な場所(2.4㎡×利用定員以上) ・必要な設備、備品
運営基準	寒河江市指定通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱による。

A7 寒河江市通所型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目		サービス提供 時間が 2時間以上3時間 未満	事業対象 者・要支援 1・要支援 2		
A7	1111	市独自基準通所型サービス(一般型・3時間未満・1割負担)	サービ ス提供 時間が 2時間以上3時間 未満	1割負担 の利用者 の場合	199	1回につ き
A7	1131	市独自基準通所型サービス(運動器機能向上型・3時間未満・1割負担)			255	
A7	1911	通所型サービス送迎加算(1割負担・1回あたり)			47	
A7	1112	市独自基準通所型サービス(一般型・3時間未満・2割負担)		2割負担 の利用者 の場合	199	
A7	1132	市独自基準通所型サービス(運動器機能向上型・3時間未満・2割負担)			255	
A7	1912	通所型サービス送迎加算(2割負担・1回あたり)			47	

事業対象者数の推移（単位：人）

平成28年5月末現在事業対象者リストより

事業対象者決定月	事業対象者決定時のサービス利用意向						従前サービス利用状況				
	従前相当サービス利用（新規）	要支援からの更新	多様なサービス				合計	A1	A5 (A6)	A1 + A5	合計
			生活支援ヘルプ	筋トレ教室	らくらく健康運動教室	お口の健康教室					
H27年4月	1	2	10				13		5		5
5月	2	0		7			9		1		1
6月	5	4		1	1		11	1	4	1	6
7月	2	8	2		3		15	1	7	1	9
8月	2	9					11	2	8		10
9月	1	2		3			6		2	1	3
10月	0	9			4		13	3	6		9
11月	1	11				1	13		8	2	10
12月	2	7	1				10	2	4	1	7
H28年1月	7	5					12	2	7	1	10
2月	7	5					12		10		10
3月	6	8					14	2	10	1	13
4月	5	6			1		12	3	4		7
5月	1	12					13				
合計	42	88	13	11	9	1	164	16	76	8	100

現行サービス利用状況は給付管理票28年5月分による。通算発行件数213件、うち要介護(要支援)へ移行37件、資格喪失4件、終了8件

4 これまで実施した生活支援体制整備事業の概要

年月日	協議体委員会	住民対象	市生活支援サービス協議体委員会		
				構成団体	役職
H27年3月	協議体委員会準備委員会		1	市シルバー人材センター	事務局長
7月	協議体委員会(3か年委嘱)		2	市社会福祉協議会	事務局長
10月		第1回新しい地域支援を考える勉強会(市ハートフルセンター、49名)	3	農業協同組合	健康福祉センター長
12月		第2回新しい地域支援を考える勉強会(大江町ふれあい会館、9名)	4	生活協同組合	共同購入部天童・寒河江支部長
H28年2月	第3回新しい地域支援を考える勉強会(協議体委員研修会、市文化センター、5名)		5	NPO法人(介護事業所)	理事長
			6	食品製造販売会社	総務人事部次長
			7	乳飲料製造販売会社	経理部員
			8	居宅介護支援事業所	(合)代表社員
設置目的 生活支援サービス提供主体等が参画し、定期的な情報共有と連携強化を図り、高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握し、多様なサービスを地域で整備・充実していく。委員会は年1回程度			9	市老人クラブ連合会	会長
			10	寒河江市中心市街地活性化センター(フローラ・sagae)	センター長

新しい地域支援を考える勉強会(第1回目)



平成27年10月20日ハートフルセンターにて、寒河江市ほか4町による共同企画で、さわやか福祉財団から講師を迎え寒河江市54名、4町を含め108名の参加があり、グループ毎に5、10年後を見据え課題は何か、どのような支援・仕組みが必要か、協議体のメンバー構成コーディネーターはどのような方がふさわしいかをグループワークで行いました。

第2回新しい地域支援を考える勉強会



12月4日(金)に大江町ふれあい会館にて実施。
新しい地域支援の全国的な事例紹介や生活支援カードゲームをとおして、具体的な支援のあり方を学びました。寒河江市からは9名参加

第3回新しい地域支援を考える勉強会



28年2月22日文化センター中央公民館にて実施。
寒河江市からは、生活支援サービス協議体委員会委員10名のうち5名参加。
協議体と生活支援コーディネーターの役割について講演とグループワークを行いました。

第1回地域支援を考える勉強会 グループワーク結果

区分	寒河江市①	寒河江市②	寒河江市③	寒河江市④	寒河江市⑤
【課題1】市町における「目指す地域像」	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に話し合いや支援を求められる地域づくり ・「助けて」と言えるような環境 ○健康推進都市をめざす ○外出、移動、食事、買物、生活支援のあるまちづくり ○明るい地区をめざすための交流の場 ・交流する場所があればよい ・外出する機会がなくなるときに、交流の場、移動手段 ○外出・移動・食事・買物・生活支援のあるまちづくり ○情報の共有化・一元化 	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所を作って仲良く元気で長生きしよう ・サロン・交流の場 ・誰でも自由に交流できる集会所 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり ・みんなが地域の人に関心を持つように ・「どさいぐのやっす」の活動をもう少し活発に活動すれば地域が明るくなる ○居場所 ・自分の特技や趣味を生かせる交流サロン(みんなが先生) ・交流の場をたくさん作る ・世代間交流を考える ・老人の体力作りをする場所 ・ものづくり・男の居場所 ・カラオケ 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分らしくいきいきと安心して暮らせる地域を ○明るいあいさつと小さな助け合いのできる地域を! ○居場所 ・公民館利用を自由に使って良いことをもっとPRしてほしい。 ・男は集まりにくく、講演での横並びで話をすればよい。飲みにケーション、酒でつる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○皆が自宅のように集える場所 ・毎日型の居場所が大切 ・男の居場所がない ・時間を決めずにワイワイ ・手料理でふれあいを感じたい
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○移動手段 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報不足 ○移動手段 ○話し相手 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通手段 	<ul style="list-style-type: none"> ○除雪 ○ひとり暮らし高齢者の生活 ○ごみ出し、時間どおりに出せない ○皆が集まれる場所が少ない ○コミュニティを求めない人増えている ○移動手段 	<ul style="list-style-type: none"> ○除雪 ○高齢化 ○ひとり暮らし ○隣人との関わり(知らない人多い、ペットを飼う人のマナーが悪い) ○自治会リーダーいない ○住民による身近な移動支援 ○地域課題を大切に(歴史・文化) ○老人クラブの活性化 ○ひとり暮らし、閉じこもり ○行政とのランドデザイン

生活支援体制整備事業の課題について

課題

- ① 協議体委員会は、支援が必要な高齢者の不足しているサービスの検討や新たなサービス開発に向けて協議体として支援できることを議論してもらうことを想定していたが、各委員からの意見が乏しく、議論に欠けたため、これからどのように進めていくべきか。
本来であれば、地域支え合いの勉強会を行ないながら理解を深めたうえで開催すべきであったと考え、「(第3回)新しい地域支援を考える勉強会」への参加を呼びかけた。
- ② 地域づくりによる支え合いの意識づけは、関心のある方やボランティア団体、元気高齢者づくりポイント制度ボランティア登録者へ案内を送り、「(第1・2回)新しい地域支援を考える勉強会」へ参加していただいたが、今後市民への啓発をどのように行うか。
- ③ 生活支援コーディネーター(第1層)1名を今年度設置予定しているが、検討中のままである。

住民主体の居場所づくりの現状①

ふれあい元気サロンについて

平成28年度 47か所

【概要】

最も身近な公民館等を利用して実施する、地域の高齢者が気軽に集える介護予防サロン事業を支援します。この事業は、寒河江市の一般介護予防事業として、高齢者の閉じこもり予防・生きがいづくり等社会参加を通して高齢者の介護予防・健康元気づくりと安否確認を兼ねて実施しようとするものです。

【具体的な内容について】

●運営委員会は、地域の高齢者に広く参加を呼びかけて、概ね月1回以上2～3時間程度の「集い」を行います。

内容は、高齢者の介護予防・健康元気づくりに資する内容であれば、何でも結構です。(例えば、囲碁や将棋、踊りや体操・レクリエーション等趣味の持ち寄りや茶話会など)

●市高齢者支援課では、サロンを展開するうえで、介護予防に向けた取組みを効果的に行えるように、要請があった場合はカリキュラムに対する助言や各種教室の開催や講師の派遣等を行います。また、介護予防のためのレクリエーション用品の貸出も行います。

【経費等】

経費として、ひとつの運営委員会に、年額で5万円を委託料として支払います。

住民主体の居場所づくりの現状②

市内で初めて駅前通りに 居場所「ふらっと」オープン！

認定NPO法人山形創造NPO支援ネットワークが
平成27年10月1日から開設



いつものくつろいだ風景



食事風景(持込)



お正月のアレンジメント製作



オセロゲームを楽しむ



平成27年度山形県高齢者等の活動拠点創出事業



ふらっと利用者による「さつき駅前サロン」発足！

ふらっとに立ち寄っている方々がお互いに顔なじみになり28年5月に「さつき駅前サロン」を立ち上げました。22名の会員で月1回定例会を開催し、年2回の旅行のほかビアパーティー、芋煮会、漬物や手芸など手作り講習会などを企画しています。

代表の菊池健一さんは、地域の人々がお互いに助け合い協力し少しでも安心して生活していければと思い、高齢者の閉じこもり予防、親睦交流を目的に、地元の歴史や文化にふれ、お互いに励まし合い希望と生きがいのある、楽しいサロン活動にしたいと思っています。



寒河江市元気高齢者づくりポイント制度推進事業

目的

高齢者の健康づくり、生きがいづくり、社会参加の促進

平成26年度から開始

内容

- ① **60歳以上の方が**市が指定する社会福祉施設等でボランティア活動を行った場合に1時間あたり2ポイント、2時間以上4ポイントを付与
 - ② **65歳以上の方が**市主催又は市が委託した事業所主催による介護予防教室・学習会に参加した場合に1ポイントを付与
- ※ 貯まったポイントは、20ポイント1,000円相当の商品券に交換。(年度毎3,000円限度で残ポイントは翌年度へ繰越) ・予算措置は一般会計

ポイント制度登録者数(H28.7.31現在)		受入施設(登録制)		ポイント交換実績	
381名(うちボランティア活動登録66名)		<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 2 ・老人保健施設 ・特定施設 ・通所介護事業所 7 ・小規模多機能型居宅介護施設 ・認知症対応型共同生活介護施設 ・障がい者施設 ・就労継続支援A型事業所 ・共同作業所 ・児童養護施設 ・市立図書館 ・市立病院 ・老人福祉センター 		H26年度	
(複数回答あり) うち施設ボランティア 主な希望活動内容内訳	利用者の話し相手	21	4名		
	レクレーション支援	17	5,000円		
	演芸披露(舞踊、民謡歌謡等)	11	H27年度		
	演芸披露(昔語り)	8	56名		
	お茶出し、配膳・下膳等補助	7	120,000円		
	施設行事手伝い	7			
	食生活改善研究会	6			
施設内清掃	4				

一般介護予防事業と元気高齢者づくりポイント制度を併用した取り組み



お達者体力測定会参加者と生きいきサポーター

「いきいき100歳体操」体験・説明会参加者と生きいきサポーター

5 これまで実施した地域づくりによる介護予防事業の概要

平成27年度から実施

介護予防サポーター養成講座

地域で自主的に介護予防の活動を行おうとする方や、市等の介護予防事業にボランティアとして活動したい方などを対象に、介護予防に関する知識や技術を身につけていただく講座。

修了後は受講者が自主的にグループ化等により活動ができるよう側面から支援

市主催事業補助スタッフとして活動

活動状況をみながら多様なサービスへの展開が可能かを検討
・通いの場の設置等

元気のおすぞわけ → 元気 UP

「介護予防サポーター」養成講座の開催!

寒河江市では、高齢者の元気づくりのお手伝いをしていただける「介護予防サポーター」の養成講座を開催します。
高齢になって支え、支えられる人がいることは心強いものです。高齢者の元気づくりの秘訣について学び、介護予防の取り組みのお手伝いをするボランティア活動をしてみませんか。

開催日時	内容	担当
①平成27年9月1日(火) 10時~11時30分	□寒河江市の高齢者の現状について □いきいき100歳体操の紹介	市高齢者支援課職員
②平成27年9月9日(水) 10時~11時30分	□介護予防に「筋力」が大事!! ~貯筋運動の体験~	理学療法士 〇〇 〇〇
③平成27年10月6日(火) 10時~11時30分	□体力チェックの方法を体験!! さて、自分の体力は・・・	市作業療法士 〇〇 〇〇
④平成27年10月15日(木) 10時~11時30分	□実はよく知らないお口の健康	歯科衛生士 〇〇 〇〇
⑤平成27年10月29日(木) 10時~11時30分	□高齢期は食べることが大事! 食事・間食の取り方について。	管理栄養士 〇〇 〇〇
⑥平成27年11月13日(金) 10時~11時30分	□講座を振り返ってみよう~	市高齢者支援課職員

- ◇対象者◇ 20歳~70代くらいまでの元気な方
 (1) 元気な高齢者の活動を支援してみたい方
 (2) 地域での介護予防活動に興味のある方
 (3) 介護予防のボランティアをしてみたい方など
 ◇募集人数◇ 先着20名
 ※すべての日程に参加できる方が優先
 ◇会場◇ ハートフルセンター
 ◇持ち物等◇ 飲み物、タオル、運動時は動きやすい服装とズック
 ◇申し込み◇ 8月25日(火)まで。

申し込み・問い合わせ先
寒河江市役所 高齢者支援課 地域包括支援係
0237(86)2111 内線(623・630)



活きいきサポーターの活動状況



養成講座修了証交付平成27年11月13日 14名



平成28年4月15日お達者体力測定会にて



平成28年4月19日末広町分館にて



活きいきサポーターのメンバー

地域づくりによる介護予防 いきいき100歳体操



8月18日高松ふれあいサロンでの紹介



7月12日末広町分館での指導



8月18日落衣分館での指導



7月21日日田分館での指導

6 介護事業所間の連携への取り組み

平成27年12月設立

寒河江市介護保険関連事業所連絡会

目的 居宅サービス、施設サービスその他介護に関連するサービスを提供する事業者、医療機関及び保険者である寒河江市が連携しながら、

①情報・意見交換、②介護の質の向上、③地域包括ケア構築に向けた取組みを行う。

構成機関

寒河江市を業務地域とする次の事業所のうち、市への申込みを行った事業所

- 1 居宅介護支援事業所
- 2 居宅サービス事業所
- 3 施設サービス事業所
- 4 地域密着型サービス事業所
- 5 総合事業多様なサービスA、B、C事業所
- 6 医療機関(相談室等)
- 7 寒河江市
- 8 その他機関

運営方法

- 1 事業の企画は役員会で行い、運営は役員会を中心に会員からの協力を得ながら行う。
- 2 会員になるための会費等は徴収なし。
- 3 事務局は市高齢者支援課とし、役員や会員との連絡調整、会場の確保等を行う。

役員会(10名)

会長

副会長

幹事

事務局

高齢者支援課

会員

事業所連絡会に期待すること

- 事業所の皆さんが、介護の質の向上に向けた研修や事業所間の情報交換等、参加してよかったと思えるような有意義な研修会にしていきたい。
- 市内外の先進事例に触れるなど、良い面は今後の運営に役立てていただきたい。
- 事業所間で交流が図られるような、広がりをもった取組みを期待します！

平成27年12月18日設立総会市からの趣旨説明資料より

第1回研修会

平成28年2月9日厚生労働省老健局総務課課長補佐服部真治氏から「地域包括ケアと介護事業所職員に期待すること」、山形県健康福祉部健康長寿推進課課長補佐伊藤啓氏から「地域包括ケアに向けた山形県の取り組みについて」と題して講演。87名参加。



研修会后 講師を交えての懇親会

寒河江市介護保険関連事業所連絡会

愛称:スマイルネット

平成27・28年度役員名簿

平成28年度事業計画

役職	所 属
会長	デイサービス〇〇 管理者
副会長	特別養護老人ホーム〇〇 総括主任
〃	株式会社〇〇 〇〇部長
幹事	〇〇通所介護事業所 管理者
〃	〇〇指定居宅介護支援事業所 管理者
〃	グループホーム〇〇 管理者
〃	〇〇〇〇 ホーム長
〃	〇〇指定居宅介護支援事業所 管理者
〃	介護老人保健施設〇〇 作業療法士
〃	〇〇指定居宅介護支援事業所 管理者

日 時	内 容
5月17日	・寒河江オレンジウォーク2016 認知症になっても安心して暮らせるまちにするために、市内の認知症サポーター、介護事業所のケアスタッフ、当事者等が集まり交流しながら歩き、地域の皆さんに認知症の理解を広めるウォーキング大会を行う。 寒河江警察署をスタートし、ゴールは駅前みこし公園 ※連絡会は協力として参画。
10月ごろ	・研修会(先進的な取り組みについて) ハートフルセンター多目的ホール 内容:買物リハビリ
29年2月ごろ	・研修会(事業所の取組み発表会) ハートフルセンター多目的ホール 内容:全事業所対象に募集し発表。 ・懇親会



※随時役員会を行う。

寒河江市オレンジウォーク2016

県内初！約100名参加

5月17日雨のなか寒河江市・寒河江警察署主催、スマイルネットとキャラバンメイト連絡会が協力し実施



当日終了後のスマイルネット会員向けメールより

寒いし、服はびしょ濡れになるしで、雨の中のウォーキングは一見『難有り』の状況でしたが、そのような状況にも関わらず笑顔で参加して頂いた皆様や沿道で声援を送ってくださった方々、(ゴール地点の認知症)カフェの運営を一生懸命して下さった方々がいた事を見て『難有り』は『有り難い』状況になりうるという事を実感致しました。きっと、快晴でウォーキング日よりも開催された状況だと、ここまでの『有り難さ』を感じる事は出来なかったと思っております。また、皆様にご協力いただいた(利用者さんによる手作りの)オレンジタスキも、参加者の心を一つにつなぐためには、欠かせない物だったと実感致しました。本当に、本当にありがとうございました。皆様の思いが来年、再来年とタスキでつながって欲しいと願っております。

※()内は発表者が加筆

7 これからの寒河江市における地域包括ケアの推進について

(1) 基本的事項

合い言葉は…

介護をしてもらうより自分でできるよろこび いつまでも！

40代

50代

60代

70代

80代

90代

100歳

地域づくりによる助け合い体制づくりの推進

地域によるグループワーク等を通じた課題の把握と必要なサービスの提供

助け合い意識へのアプローチ

地域づくりによる介護予防の推進

地域の方が身近な場所でいきいき100歳体操等自主活動を行い、生きがいとふれあいを深める。

生き方へのアプローチ

寒河江型セカンドステージ(仮称)の推進
退職した高齢者等が地域の中で新たに活躍できるよう取り組みを支援

健康維持と介護予防取り組みへのアプローチ

具体的内容は今後検討

(2) 介護事業所リハ職等を活用した事業の推進

最近、介護事業所には理学療法士、作業療法士、歯科衛生士等の配置が増えており、今後は生活に密着した自立支援の促進を図るため、多様なサービスCや一般介護予防事業へ積極的に関与してもらえよう介護事業所へ働きかけたい。

きっかけとして、これからの地域ケア情報交換会（ケアマネ主体の会議）にて、「訪問リハビリ」をテーマに介護事業所リハ職数人からQOL向上や自立支援に向けた取組みの事例発表と、グループワークを行い、情報の共有を行う予定です。



今後、介護人材不足が懸念されるなか、地域包括ケアに向けて本気で保険者が自立支援に取り組んでいくこと、そしてその一躍を担っていただきたいことを介護事業所へ強くアピールし、理解をいただくことが必要と思います。

(3) 生活支援体制整備事業の今後の方向性について

- ① 介護保険制度の現状を紹介した資料を作成し、地域を対象とした説明会を開催しながら、問題点や課題についての気づきとこれからの方向性を考えてもらう機会を設け、地域の助け合いによる支援につながったり、今後の施策へ反映できるよう、高齢者が安心して住めるまちづくりを目指したい。
- ② 市内一円に関心のある方を対象とした助け合いの勉強会を継続的に開催していくとともに、知識習得だけでなく活動できるような、成果の還元が図れるシステムを検討していきたい。
- ③ 地域ごとの資源把握を行うほか、中山間地域にある集落等をモデルとして、地域住民のワークショップによる助け合い体制の取り組みができないかを、地域に打診していきたい。
- ④ 生活支援コーディネーターは、地域での自発的な盛り上がりが見えた段階でコーディネートが適切と思われる方を選定したい。
法人、地縁団体、個人になるかは、その時点で判断したい。



寒河江市における地域包括ケアシステムの構築に向けて



病気になったら…

介護をしてもらうより 自分でできるよろこび いつまでも!

介護が必要になったら…



医療

寒河江市・西村山郡在宅医療・介護連携支援室「たんぽぽ」との連携

介護

地域包括支援センター

相談業務やサービスのコーディネートを行います。

住まい

市介護保険関連事業所連絡会「スマイルネット」による事業所間情報共有、介護の質の向上のための研修等

地域ケア会議による自立支援

ケアマネジャー

いつまでも元気に暮らすために…

無事かえる支援事業

認知症カフェの運営

認知症サポーターフォローアップ事業

元気高齢者づくりポイント制度の推進

認知症初期集中支援チームによる支援

リハビリ専門職等による短期集中サービス、生活リハビリテーション事業の推進

介護予防

生活支援

短時間の居場所づくり

高齢者へのちょこっとしたサービス提供

地域づくりによる介護予防事業の推進
(いきいき100歳体操)

生活支援コーディネーターによる多様なサービスの整備、高齢者層等ボランティア養成講座

